

鹿児島県地産地消PR資材用デザインの使用基準

(目的)

第1条 この基準は、鹿児島県地産地消PR資材（以下、「PR資材」という。）用デザインの使用に関して定めるものとする。

(PR資材用デザイン)

第2条 対象となるPR資材用デザイン及び使用上の注意については、別紙のとおりとする。

(PR資材用デザインの使用等)

第3条 PR資材用デザインは、かごしま地産地消推進店（以下、「推進店」という。）が、推進店の周知や地産地消の推進を行う場合に、無料で使用できるものとする。

(使用の確認)

第4条 鹿児島県農政部農政課長（以下、「課長」という。）は、PR資材用デザインの使用状況について確認できることとし、必要に応じ、使用状況報告書(別記様式)の提出を求められることができる。

(使用の禁止等)

第5条 課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、PR資材用デザインの使用を禁止し、作成物の回収等の措置を請求することができる。

(1) 推進店の資格を消失した場合

(2) PR資材用デザインの使用が不相当であると認められた場合

2 県は、使用の禁止等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(事故、苦情等の処理)

第6条 使用者は、PR資材用デザインの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、県はその責を負わないものとする。

(事務)

第7条 この基準に関する事務は、鹿児島県農政部農政課が行う。

(その他)

第8条 この基準に定めるほか必要な事項は、県が別途定める。

附則 この基準は、平成26年11月19日から施行する。

PR資材用デザイン及び使用上の注意について

1 PR資材用デザイン



<ポスター>



<のぼり>



<ステッカー>

| PR資材 | 基本サイズ |
|-------|-----------------------|
| ポスター | 515mm×728mm(B2サイズ) |
| のぼり | 1600~1800mm×450~600mm |
| ステッカー | 140mm×140mm |

2 使用上の注意

- (1) 原則として提供したデータを使用することとし、デザインを変更してはならない。
- (2) 拡大・縮小する場合は、縦横比率を変えてはならない。
ステッカーは、基本サイズでの使用とする。
- (3) 色は、フルカラーとする。

別記様式

鹿児島県地産地消PR資材用デザイン使用状況報告書

平成 年 月 日

鹿児島県農政部農政課長 殿

店名
代表者職氏名

本デザインを使用した鹿児島県地産地消PR資材の使用状況について、下記のとおり報告します。

記

| 作成物 | 使用期間 | 作成数 | 掲示場所 | 備考 |
|-------|------|-----|------|----|
| ポスター | | | | |
| のぼり | | | | |
| ステッカー | | | | |

(添付)

- ・使用状況の分かる写真(画像データ)
- ・チェーン店等の場合は、店舗リスト